

平成26年9月
東京税関業務部

関係各位

輸入公表の一部改正について

今般、輸入貿易管理令第3条第1項の規定に基づく輸入公表「二の表第2の1」、「三の7の(6)及び(7)並びに8の(2)」、及び「三の9の(2)」の一部が以下のとおり改正されましたのでお知らせいたします。(公布:平成26年9月12日)

【改正の概要】

1. ワシントン条約に追加されるサメ類5種を留保するに当たって適用除外規定に追加
2013年3月のワシントン条約第16回締約国会合において、附属書の改訂が行われ、サメ類5種(ヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、ニシネズミザメ)が附属書Ⅱに掲載され、本年9月14日をもって発効することが決議されたところ、我が国では、昨年6月に留保を付すこととした。(ただし、これらのサメ類の輸出に当たっては、輸入国側の流通の混乱を防ぐ観点から、ワシントン条約輸出許可の手続きは適用する。) 留保を付したサメ類5種について、輸入に係る手続きの対象外とする必要性から輸入公表の一部を改正し、附属書Ⅱの取り扱いに関する各除外規定に当該サメ5種を追加し、掲載順が修正された。

2. ICCATの加盟国の追加

本年2月に「大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約(ICCAT)」へ新たにリベリアが加盟国となったことを受け、輸入公表三の9の(2)にリベリアを追加し、2号承認対象国から除外(通関時確認対象国に移行)、掲載順が修正された。

【施行日】平成26年9月14日

- 添付資料:(別添1)新旧対照表(抜粋)
(別添2)官報第6374号(抜粋)

【問合せ先】東京税関業務部通関総括第2部門
(電話:03-3599-6338)

新旧対照表

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和四十一年通商産業省告示第百七十号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>二 輸入貿易管理令(以下「令」という。)第四条第一項第二号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。)を受けるべき場合は、次の表の第1に掲げる貨物及び同表の第2に掲げる貨物を輸入するときとする。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、セントリオール設定附属書に定める物質及び製品並びに化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める第一種指定物質等</p> <p>1 三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とする絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)附属書IIに掲げる種に属する動物(第1の表中三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物(卵、種子、球根、果実(果皮を含む。)、はく製又は加工品をいう。以下同じ。)(植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書IIにより特定されるものに限る。)並びに三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は</p>	<p>二 輸入貿易管理令(以下「令」という。)第四条第一項第二号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。)を受けるべき場合は、次の表の第1に掲げる貨物及び同表の第2に掲げる貨物を輸入するときとする。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、セントリオール設定附属書に定める物質及び製品並びに化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める第一種指定物質等</p> <p>1 三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とする絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)附属書IIに掲げる種に属する動物(第1の表中三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの及びジンベイザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、タツノオトシゴ属全種を除く。)又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物(卵、種子、球根、果実(果皮を含む。)、はく製又は加工品をいう。以下同じ。)(植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書IIにより特定されるものに限る。)並びに三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書IIIに掲げる国を原産地とする附属書IIIに掲げる種に属</p>

地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書IIIに掲げる国を原産地とする附属書IIIに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書IIIにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物

2・3 (略)

二〇二 (節)

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四條第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を受けないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める書類の提出とする

1 1 6 (節)

7 (1) (5) (略)

(6) 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物若しくは植物又は同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物若しくは植物であつて、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの(二の表の第一中三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)並びにこれらの個体の一部及び派生物(ワシントン条約附属書IIに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書IIにより特定されるもの)に、同条約附属書IIIに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書IIIにより特定されるものに限る。)のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの(

する動物又は植物並びに附属書IIIにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物

2・3 (略)

二〇二 (節)

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四條第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を受けないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める書類の提出とする

1 1 6 (節)

7 (1) (5) (略)

(6) 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物若しくは植物又は同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物若しくは植物であつて、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの(二の表の第一中三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにジンベイザメ、ウバザメ、ホホジロザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)並びにこれらの個体の一部及び派生物(ワシントン条約附属書IIに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書IIにより特定されるもの)に、同条約附属書IIIに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書IIIにより特定されるものに限る。)のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの(二の表の第一中三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの)の並びに7の(1)及び(5)に該当する経済産業

(3) オネ、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スベ
(6) イン、スリナム、スウェーデン、シリア、台湾、トリニダ
ド・トバゴ、チュニジア、トルコ、英国、アメリカ合衆
国、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ
(略)

(3) バキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリ
(6) ナム、スウェーデン、シリア、台湾、トリニダード・トバ
ゴ、チュニジア、トルコ、英国、アメリカ合衆国、ウルグ
アイ、バヌアツ、ベネズエラ
(略)

明治二十五年三月十一日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

○排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の海域を定める政令(三〇二)

○排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令(三〇三)

(省 令)

○司法試験法施行規則の一部を改正する省令(法務二六)

○航空機工業振興法施行規則の一部を改正する省令(経済産業四五)

○環境省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部を改正する省令(環境二六)

(告 示)

○総合特別区域法第二十八条第一項に規定する指定金融機関を指定した件(内閣府二五八)

○総合特別区域法第五十六条第一項に規定する指定金融機関を指定した件(同二五九)

○天皇皇后両陛下は青森県へ行幸啓になる件(宮内庁一〇)

○天皇皇后両陛下は第六十九回国民体育大会に御臨場になる件(同一)

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件

(金融庁・法務・財務四)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める件

(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一〇)

○薬事法第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件(厚生労働三五)

○薬事法施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件(同三五)

○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令第三三条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を定める件(同三五)

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件(経済産業一八七)

○気象測器の型式を証明した件(気象庁六)

八

(国会事項)

(人事異動)

内閣 財務省

(皇室事項)

(官庁報告)

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について(金融庁)

労働

争議行為の通知の公表について(厚生労働省)

最低賃金の改正決定に関する公示(愛媛労働局最低賃金公示一)

(公 告)

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の海域を定める政令(政令第三〇二号)

(内閣官房)

1 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七四号)第二条第二号の政令で定める海域として、二つの海域を定めることとした。(本則関係)

2 この政令は、平成二六年一〇月一日から施行することとした。

◇排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三〇三号)(農林水産省)

1 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七六号。以下「法」という)第三条から第一三条までの規定を、特定大陸棚の定着性種族に係る漁業等に準用するに当たり、所要の技術的読替えを整備することとした。(第五条第一項関係)

2 法の規定において、政令で定めることとされる事項について、特定大陸棚の定着性種族に係る漁業等に準用するに当たり、所要の規定を整備することとした。(第五条第二項関係)

3 この政令は、平成二六年一〇月一日から施行することとした。

○総合特別区域法第二十八条第一項に規定する指定金融機関を指定した件(内閣府二五八)

○総合特別区域法第五十六条第一項に規定する指定金融機関を指定した件(同二五九)

○金融庁
財務省告示第四号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、平成十五年法律第三号（社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき）の規定に基づき口座管理機関を指定する件）の一部を次のように改正する。
平成二十六年九月十二日

金融庁長官 細溝 清史
財務大臣 馬場みどり
財務大臣臨時代理
国務大臣 山本 早苗

「エスイーピー アーゲー
ドイツ連邦共和国 フランクフルトアムメイン市 ウルメンスト
ラツセ 三十一
「エスイーピー アーゲー
ドイツ連邦共和国 フランクフルトアムメイン市 ステファンス
トラツセ 十四—十六
に改める。

○農林水産省、厚生労働省、
環境省、経済産業省、告示第十号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生労働省、令第一号）第七条の四第一号イ及びロの規定に基づき、主務大臣が定める市町村を次のように定め、公布の日から適用する。
平成二十六年九月十二日

財務大臣臨時代理
国務大臣 山本 早苗
厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 西川 公也
経済産業大臣 小淵 優子
環境大臣 望月 義夫

（次のよう）は、省略し、その関係書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局経済課及び農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室に備え置いて縦覧に供する。）

○厚生労働省告示第三百五十一号

薬事法（昭和二十五年法律第百四十五号）第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき、薬事法第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年九月十五日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第三無機薬品及び有機薬品の項第二百五号の規定は、平成二十六年十二月七日から適用する。

平成二十六年九月十二日
別表第一中第二十一号を第二十二号とし、第四号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 オキシコナゾール。ただし、腫瘍シタ治療薬に限る。

別表第三無機薬品及び有機薬品の項第二百五号中「オキシコナゾール」の下に「ただし、腫瘍シタ治療薬を除く。」を加え、同項中第二百五十五号を第二百五十六号とし、第二百五号から第二百五十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二百四号の次に次の一号を加える。
二百五 バクロメタゾンプロピオン酸エステル

○厚生労働省告示第三百五十二号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一条第三項第五号の規定に基づき、薬事法施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第二百二十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月七日から適用する。
平成二十六年九月十二日
無機薬品及び有機薬品の項中第五十一号を第五十二号とし、第四十三号から第五十号までを一号ずつ繰り下げ、第四十二号の次に次の一号を加える。
四十三 バクロメタゾンプロピオン酸エステル

○厚生労働省告示第三百五十三号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第二百五号）第三条の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令第三条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額は、各年度の予算において地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第七条の規定により同法第六条の基金の財源に充てるものとされた消費税の収入額とする。
平成二十六年九月十二日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令第三条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額は、

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令第三条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額は、

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令第三条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額は、

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令第三条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額は、

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令第三条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額は、

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令第三条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額は、

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令第三条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額は、

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令第三条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額は、

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令第三条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額は、

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令第三条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額は、

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令第三条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額は、

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令第三条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額は、

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令第三条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額は、

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令第三条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額は、

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令第三条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額は、

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令第三条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額は、